

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和6年8月26日(月)
午前10時開会、午後2時10分閉会
場 所 第2委員会室

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 教育委員会関係
 - (2) 保健福祉部関係
 - (3) こども未来部関係
 - (4) その他
- 5 閉 会

出席委員(8名)

委員長	矢口	勝雄
副委員長	田中	義法
委 員	吉田	千鶴子
委 員	鈴木	一彦
委 員	勝田	達也
委 員	福田	勝夫
委 員	平岡	房子
委 員	根本	法子

欠席委員(なし)

説明のため出席した者(23名)

保健福祉部長	羽生	元幸
社会福祉課長	坂本	英宣
高齢福祉課長	刈山	和幸
国保年金課長	武井	衛
こども未来部長	真家	達成
こども政策課長	中川	光美
こども包括支援課長	直井	洋明
保育課長	野中	佑起男
教育長	入野	浩美
教育部長	加藤	史子
参事	中島	健一郎
教育総務課長	塚本	富美代
学務課長	塚本	耕司

学校給食センター所長	小池 政幸
生涯学習課長	矢内 良則
図書館長	武藤 修美
文化振興課長	佐賀 憲一
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	寺崎 敏彦
指導課長	岩田 幸一
行政経営課長	天貝 健一
行政経営課公共施設マネジメント推進室長	川中 信樹

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○矢口委員長 おはようございます。ただ今より文教厚生委員会を開催いたします。本日は全委員出席でございます。早速説明に入ります。説明の順番は、教育委員会、保健福祉部、こども未来部となります。まず、教育委員会の案件について、協議を行います。資料は、文教厚生委員会、令和6年、8月26日、教育委員会をお願いいたします。議案関係に入ります。土浦市生涯学習館条例の廃止について、執行部より説明願います。

○矢内生涯学習課長 1番土浦市生涯学習館条例の廃止について、説明いたします。資料の1を御覧ください。本市の公共施設につきましては、土浦市公共施設等総合管理計画におきまして、施設総量を30パーセント縮減するという目標が定められ、その実行計画となります土浦市公共施設等再編・再配置計画が令和4年度に策定されました。生涯学習館につきましては、広域の社会教育施設として昭和48年12月に開設されました土浦石岡地方社会教育センターの解散に伴いまして、平成22年4月に開館した生涯学習の振興を図る施設であります。築50年を経過し、老朽化や耐震性が確保されていない状況にあることなどから、公共施設等再編・再配置計画に基づきまして、生涯学習館を令和6年度末に閉館する方針が示されたところでございます。それ以降、施設の利用団体105団体に対し、これまでの経緯や閉館までのスケジュール、新たな活動拠点に関する説明会を開催し、閉館後の利用意向等を調査しながら理解を深めてまいりました。希望する施設や時間体などを確認した結果、近隣の一中地区公民館の利用を希望している団体が多い状況で、活動時間体が重複している団体もありましたが、その拠点が確保できるよう、利用調整を進めております。各団体の学習活動を止めることなく、地区公民館の利用を中心として代替機能がおおむね確保できていることが確認できております。今年度末をもって施設を閉館とすることから、土浦市生涯学習館条例を廃止するものでございます。2番の施行日につきましては、令和7年4月1日となります。資料の2枚目、資料1-2を御覧ください。こちらは生涯学習館条例を廃止する条例案になりますが、付則第2項については、土浦市公共

施設の暴力団等排除に関する条例の中に、生涯学習館条例の記載があることから、今回の条例廃止に伴いまして、その一文を削除するよう改正することとなります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、委員の皆さんから質問等はございますか。

○鈴木委員 利用している105団体のうち、いくつかの団体が廃止をしないでくれというような声も聞かれるんですか、その辺はもう十分理解をされてるんでしょうか。

○矢内生涯学習課長 説明の中では、やはり、残念だということとか、続けて欲しいという御意見は確かに頂戴したところでございますけども、耐震性の問題ですとか、施設がなかなか継続できないということに関しまして御理解いただいて、その後の活動場所について、特に話し合ってる状況でございます。

○鈴木委員 どの辺、どういう住所地に住んでる人たちは分かりませんが、新しい施設で、新治地区公民館が非常に条件が良い割には、利用率があまり進んでないので、なるべくそういうところを進めていただけると有り難いなという、これは要望でございます。

○矢内生涯学習課長 ただ今105団体に対し今後の利用状況、意向というものを確認させていただいてるところ、105のうち、一中公を希望しているのが、29団体と非常に多く、新治公民館のほうに移動して活動を続けるという団体が今のところ5団体、今回の件に関して公民館のほうに分散されていくことになるんですが、わずかながらではありますが、新治地区の公民館の利用者数も増えていくと考えております。

○福田委員 一つお聞きしたいんですが、来年の3月いっぱいまでは使えるわけですね。それから、所長さんとこの職員の皆さん、ここにはこういう状況については、詳しく説明がされているんでしょうか。

○矢内生涯学習課長 おっしゃるとおり、今年度いっぱいまでは、生涯学習館のほうは活動ができる状況でございます、4月からは閉鎖ということになります、産業文化事業団のほうに指定管理ということで委託しておりまして、その職員に対しましても同様に説明をさせていただいているところでございます。

○福田委員 これ閉館した後、今後どういうふうにしていくかっていうのは、検討されているんでしょうか。利活用も含めて。

○矢内生涯学習課長 あちらの生涯学習館の隣には、青少年ホームと同じような同敷地内に施設があるんですが、そちらは二つとも今年度末をもって閉館になる予定でございます。そちらの土地の利活用につきましては、公共施設等の再編・再配置計画の中で、今話合いが持たれているところで、今後は別な形で使う予定になっていると聞いております。

○矢口委員長 今日の委員会の最後に行政経営課から再配置計画について、説明があるので、今後のことについて、是非その時に質問していただけるとよろしいかと思えます。それでよろしいですね。

○福田委員 分かりました。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 それでは、なきようですので、次にまいります。土浦市青少年の家条例の廃止について、執行部より説明願います。

○矢内生涯学習課長 引き続き2番土浦市青少年の家条例の廃止について、説明させていただきます。資料の2を御覧ください。青少年の家は、昭和49年に開館した青少年の共同生活や宿泊体験を行う施設であります、稼働率の低さや施設の老朽化などが課題となっており、先ほどの生涯学習館と同様に、令和6年度末に閉館する方針

が示されたところでございます。過去5年間に利用実績がありました県外からの利用を除いた55団体を対象として、今年5月に説明会を開催し、閉館後の活動拠点等の案内をさせていただきました。こちらにつきましても、閉館については、おおむね御理解をいただいているところでございます。ボーイスカウトなどは新治地区にあります中央青年の家を利用していただくなど、代替機能はおおむね確保できており、今年度末をもって閉館とすることから、土浦市青少年の条例を廃止するものでございます。2番施行日につきましては、令和7年4月1日となります。また、生涯学習館廃止条例と同様に、土浦市公共施設の暴力団等排除に関する条例の中に、青少年の家条例の記載があることから、その一部を削除するよう改正することとなります。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、御質問等ございますか。

○鈴木委員 廃止そのものには賛成なんですけど、確か市子連がここを使ってたような気がするんですね。夏のリーダー講習とか。そういうのは、今どうなっていますか。

○矢内生涯学習課長 市子連の活動につきましては、今年度は青少年の家がまだありますので、実は昨日も親子サマーチャレンジということで、活動が行われてた状況でございます。今年度は先ほど言いましたとおり、活動自体行われる場合には、青少年の家のほうを積極的に活用しながら進めていくこととなりますが、来年以降につきましては、市子連のほうで活動拠点を探していくとか、考えていくことになると思っています。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。小中学校管理事務事業(学校保健特別対策事業)の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○塚本学務課長 資料は3番をお願いいたします。小中学校管理事務事業の学校保健特別対策事業の補正予算案について、御説明をいたします。1の補正の理由でございますが、学校における集団感染の予防対策や児童生徒の健康維持、安心安全な学習環境の整備に当たり、効率的な換気対策に必要なCO2モニター及び高機能なHEPAフィルター付き空気清浄機を各学校に配備するため、歳入及び歳出予算の補正をお願いするものでございます。対象経費については、補助率2分の1の国補助活用いたします。2の補正予算額でございますが、歳入については予算化されておりませんので、16款、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金について、2節小学校費補助金を134万円、3節中学校費補助金を50万円に補正するものです。歳出は、一つ目の2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費について、256万円の増額補正、17節備品購入費について、12万円の増額補正をするものです。歳出の二つ目、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費については、100万円の増額補正をするものです。なお、購入台数については、一番下の内訳に記載のとおり、CO2モニターは、小中学校合わせまして356台、HEPAフィルター付き空気清浄機は小学校分2台でございますが、国の補助金において整備上限台数が定められておりますので、学校の整備状況確認の上、必要台数を積算してございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、委員の皆様から質問等ございますでしょうか。

○勝田委員 CO2モニターの件はよく分かりました。HEPAフィルター付き空気清浄機は今回2台ということなんですけども、これはほかの学校への配置状況というのはどうなんでしょうかということと、今後これは拡大していくわけですか。

○塚本学務課長 現時点でのH E P Aフィルター付き空気清浄機の整備状況でございますが、数年前のコロナの交付金とかいろいろな補助事業を活用しまして、同様の空気清浄機は各学校に整備をしてございます。その中で、平均の台数ということでお答えさせていただきたいと思いますが、小中学校でおおむね8台程度、学校によって当然ばらつきございます。整備はしてございまして、今回の国の補助活用してということで、国の補助基準に基づいての整備ということで、今回補正をお願いするものがございます。今後につきましては、その整備状況、感染症の状況を確認しながら、整備のほうは検討していきたいと考えてございます。

○勝田委員 そうしますと、理解としては、コロナのお金とかありまして、一定数はもうこれはもう配置をしておるという中で、更に2台追加。そういうことですね。分かりました。

○鈴木委員 C O 2 モニターの1台当たりの単価と空気清浄機の単価は今分かりますか。

○塚本学務課長 C O 2 モニターの単価でございますが、今回の補正の中では、1台税込み1万円を想定してございます。空気清浄機につきましては、税込み1台6万円を想定してございます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。中学校医療的ケア児支援事業の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○塚本学務課長 つづきまして、資料の4をお願いいたします。中学校医療的ケア児支援事業の補正予算(案)について、御説明をいたします。1の補正の理由でございますが、現在小学校において医療的ケア児支援事業実施しておりますが、来月から中学校に当初を予定しておりませんでした医療的ケアを必要とする生徒が在籍となる予定でございます。ケアの内容は、人工呼吸器管理及び経管栄養の支援のというようなケアの内容でございます。これに伴いまして、看護師の派遣が必要となりますことから、歳入及び歳出予算の補正をお願いするものです。対象経費は、補助率3分の1の国の補助を活用いたします。2の補正予算額でございますが、当該事業は予算化されておきませんので、歳入は16款、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金について、3節中学校費補助金を77万6,000円に補正し、歳出は9款、3項中学校費、1目学校管理費、12節委託料について、派遣する看護師1名に係る経費として23万3,000円に補正するものがございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますでしょうか。

○鈴木委員 これは、看護師は中学校全校に対して1名という形なんですか。

○塚本学務課長 対象児のいる中学校に対して1名で、全体ではございません。

○鈴木委員 対象児はどこの学校とかは必要ないんですが、市全体で何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○塚本学務課長 現在は小学校で3校に対象児が在籍しておりまして、3名の看護師を派遣してございます。今回新たに中学校で1名、支援の必要なお子さんがございますので、補正で御承認いただければ、4名という形になります。

○鈴木委員 看護師不足で大変だと思うんですが、確保のほうは大丈夫なんですか。それとも、今市でそういう資格を持ってる方を送るとか、その辺は新たに募集するのか。教えてください。

○塚本学務課長 看護師につきましては、委託ということで、事業者のほうにお願いする形になりまして、現在できるところは調整をしている状況でございます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。青少年の家管理運営事業の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○矢内生涯学習課長 5番青少年の家管理運営事業の補正予算(案)について、説明させていただきます。資料の5を御覧ください。1番補正の理由でございますが、先ほどの条例廃止の際に説明させさせていただいたとおり、青少年の家は公共施設等再編・配置再計画におきまして、令和6年度末をもって閉館する配置方針が示されております。青少年の家の敷地につきましては、全面借地となっていることから、閉館後の敷地返還に向けて速やかに建物を解体する必要があるとございます。大気汚染防止法によりまして、建物の解体改修においては、アスベストの有無の調査が義務付けられているところでございまして、事前に含有調査を実施しなければなりません。施設の閉館時期の決定が今年の2月であったことから、令和6年度予算計上に令和4年度の予算に計上することができなかったことから、増額補正をお願いするものでございます。2番補正予算額につきましては、12目青少年の家管理費、12節委託料の442万6,000円でございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問ございますか。

○福田委員 アスベストは、非常に危険なんです。私たちも現場で働いてましたから。肺に入るともうアスベストはもう外に出ないですから、非常に危険です。この建物は、かなりアスベストを含んでるということですか。古い建物なんですか。

○矢内生涯学習課長 この建物は昭和49年ということで、非常に古い建物になっておりまして、以前にボイラーの煙突の辺りにちょっと故障生じて改修した時に確認した時には、若干ですけれども入っていたということがありますので、建物全体に入っている可能性というのは、あるのかなと考えております。

○鈴木委員 アスベストの調査と分析で、金額的にどっちも調査業務なんかは分けて発注するような形なんですかね。

○矢内生涯学習課長 まず、こちらの委託になるんですが、事前調査ということで、建物の設計図や工法など、そういったものの確認や現地の目視などによりまして、ある程度の基準というか、その状況を確認する事前の調査、それで、検体数のほうを決定すると、まずそちらからになります。状況に応じて検体数が決定してから、分析調査に入るわけなんですけれども、サンプリング調査とよく言われていることで、検体のほうを取りまして、実際に分析をする。2段階を踏ませさせていただきたいと考えております。

○鈴木委員 どちらも、1段階、2段階で分けて発注するんでしょうけど、この金額では、入札ではない形になりますか。

○矢内生涯学習課長 入札で行うことになります。

○矢口委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。埋蔵文化財保護事業の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○佐賀文化振興課長 資料の⑥をお願いいたします。埋蔵文化財保護事業です。本市には約700の遺跡がありまして、遺跡内で住宅建築等の工事をする場合、試掘調査

を行う必要があります。例年1,000件を超す照会がございまして、その中で40件前後の試掘と2件から3件の本調査を行っております。本年度に入り、20件の試掘調査を行いました。大規模な開発行為の調査が2件ございました。昨年度末に相談がありましたが、年度当初に間に合わなかったものでございます。そのほか、本調査が2件ございました。このようなことから、予算不足が見込まれ、14節工事請負費161万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。なお、当初予算では、調査に係る費用を委託料で予算化しましたが、重機を使用し、掘削をする作業であることから、工事で執行することが望ましく、都度工事請負費に流用し、執行している状況でございます。委託料の当初予算は257万3,000円、7月末の執行状況は249万9,000円、残額は7万4,000円でございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますか。

○勝田委員 当初予算がかなり少ないというか、例年どおりにやってるんだと思うんですが、やはり、宅地供給が増えてるように思います。様々な理由があると思いますけれども、御存知のとおり、高台の地域というのは非常に埋蔵文化財のエリアに入っております。宅地を利用する方にとってもこれというのは、なかなかそのお金の掛かるお話になってきますので、今回その予算執行が間に合わなくて、去年の分やられたということもあると思うんですが、来年の予算の要求もあると思いますけれども、この辺りは年度内で処理できるように、十分配慮していただければなと思います。意見でございます。

○佐賀文化振興課長 御意見ありがとうございます。不動産業の皆様の方にはなるべく早めに御相談をいただいて、翌年度の予算のほうに当初予算に見込めるような形をとらせていただけるように、事前からの相談をしているところでございます。来年度も既に2件ほど、開発行為等の予定があるというようなことのお話は聞いております。残念ながら、今回は当初予算に間に合わなかったというようなところでございますけれども、なるべく不動産業者ときちんと綿密に連絡体制をとるようにして、当初予算に見込めるように進めてまいりたいと思います。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 続いてまいります。地域スポーツ・文化クラブ運営事業の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○岩田指導課長 それでは、地域スポーツ・文化クラブ運営事業補正予算(案)について御説明いたします。資料7を御覧ください。地域スポーツ・文化クラブ運営事業では、当初予算において、国から県を通じて委託される地域クラブ活動への移行に向けた実証事業として、昨年度同様に550万円充当されておりますが、今年度6月にスポーツ庁より、茨城県がこの事業の重点地域に選ばれまして、政策課題への対応推進のために、これまで実証実績に基づいて、県より本市を含む5市が1,000万円の実証事業費の委託対象という形になりました。本市といたしましては、今後の地域クラブ活動を考えると、地域への周知としてアピールになるばかりでなく、一部は運営基盤の助けともなる運営資金ともなり得ることから、歳入歳出ともに1,000万円を増額補正をお願いしたいと思います。補正後の執行額は、歳入歳出ともに1,550万円となり、経費負担は県10分の10となります。また、今回の増額分につきましては、地域クラブ活動を運営団体であります教育委員会のほうで立ち上げました土浦市地域クラブ活動推進協会に再委託され、その後、その他の17番で御説明いたしますが、スポーツフェスティバルの開催など、地域クラブ活動への支出の予定であ

ります。いずれにしましても、幅広い世代や団体が交流できる機会の創出について、今年度実証研究していく予定となっております。

○矢口委員長 ただ今の件について、皆様いかがでしょうか。

○鈴木委員 各中学校での部活動の現状もなかなか厳しい。合併して一つのチーム構成しないと大会に出られなかったりというのもあって、そういうのも解消できるんでしょうか。この地域移行を実施するに当たって。

○岩田指導課長 現在、先行実施ということで、野球、サッカー、バレー、バスケットボール、この4件について、市一体で土曜日、日曜日、休日の部活動に代わる地域クラブ活動というのを活動させていただいております。現時点で、平日の学校の部活動に所属している子達の9割程度は、そちらのクラブ活動に参加させていただいており、野球であれば、隣り合わせの学校同士で一つのチームを作って活動するといった形で進めさせていただいております。来年度に向けては、プラス4競技の8競技となりまして、令和8年度には全部活動、これは文化部も含めて、市が一体となって地域クラブ活動を通して運営させていただく予定です。今のところ、各中学校の実情に合わせて、拠点の計画を立てながら進めているところであります。

○鈴木委員 一つ競技を例にとり、サッカーはスポーツ少年団で、例えば新治、都和で一つサッカーがあって、それがそのまま中学校に行けばすごい強いチームになるのに、一旦解体されちゃって、それぞれまた違うところに散らばるといような現象で、せっかくこうチームワークもまとまって強いチームができたのが、中学校で解体されちゃうというのが今まで一つの問題だったんだけど、そういうのもなるべく解消されるような形で、この地域移行に進んでいっていただくと競技力が向上するので、そこはお願いしたいです。それと、例えば三つぐらいの学校で、野球なら野球一つのチーム編成をした場合に、例えば県南大会に出場するなんていう時の名称なんかもどういう形になっていくのか。まだ、決まっていなければ、決まっていなくてもいいんですが。その辺の構想があれば教えていただきたいのですが。

○岩田指導課長 まず一つ目の御質問のほうですが、例えば先ほど委員のおっしゃったサッカーで言いますと、都和と新治地区の子供たちは、中学校においても拠点が同じという形で今やらせていただいております。できる限りそういった地域の事情に合わせて、隣同士の中学校の部活に所属している子供たちが同じチームで活動できるようにというのは、コンセプトの中には入れて考えております。また、大会に出場する際なんですけど、今県の中学校体育連盟の大会については、地域クラブ活動を参加するというのも徐々にできつつあります。そのレギュレーションのほうは、各競技によって今のところ差異は多少あるんですが、統一をするような形で進めていただけるように、こちらのほうとしても要望のほうは出しています。また、本市で取り組んでいる地域クラブの単位で今後そういった大会にも出場できるという形で整えておりますので、その点については、今後も今の子供たちが出場している大会に同様な形で、合同チームなどで出場するという事は可能になると思います。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 では、次にまいります。台南市小学生との交流推進事業の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○岩田指導課長 それでは、つづきまして、台南市小学生との交流推進事業の補正予算(案)について、説明いたします。資料8を御覧ください。この台南市小学生との交流推進事業につきましては、年度途中ではありますが、友好都市台南市との交流事

業の一つとして、教育分野の交流を目的とした新規事業となります。昨年度2月に市長が視察した際に、台南市と教育分野での交流の推進について、協議してきており、今年度より事業をスタートすべく、教育的効果を基に計画を講じてきておりました。スタートに当たり、モデル校によるオンラインによる交流を実証していくことで実績を作るために、交流活動に係る経費を補正にて組ませていただいております。今年度はモデル校として中村小学校を対象に、台南市の小学校とオンライン交流を計画しております。今後は教育効果も十分視野に、3か年度の計画によって、令和8年度に中村小の児童が直接対面交流するというプログラムを考えております。これにつきましては、その他の18番で御説明をさせていただく予定です。なお、今年度はオンライン交流学習の交流テーマとして、自分の学校を紹介する動画作成に係る編集などの作業を業者に発注する予定としておりました、33万3,000円を増額補正をお願いするところであります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、皆様から質問等ございますでしょうか。
(「なし」との声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 それでは、サイドブックスのほう、資料9-1の1ページをお願いいたします。乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事についてでございます。本案件は、契約金額が1億5,000万円を超えることから、地方自治法の規定により、9月議会に契約案件として上程するものでございます。なお、乙戸小学校長寿命化改良工事につきましては、建築主体工事、この後の議案関係10の電気設備工事及び議案関係11として機械設備工事の三つの工事に分けて実施をいたします。それでは、資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。1番工事名称は乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事、2番工事場所につきましては乙戸南2丁目地内、場所は2ページにございます位置図で示した箇所となります。1ページにお戻りいただきまして、3番の工期でございますが、議会の議決を経た日の翌日から令和7年度末の令和8年3月13日までを予定しております。4番の契約金額は税込み8億6,790万円、5番の契約予定の相手方は株式会社山本工務店と(株)折本工業による特定建設工事共同企業体で、代表構成員は株式会社山本工務店でございます。6番の契約方法は8月7日に一般競争入札にて行われ、翌日8日に仮契約を締結しております。本契約につきましては、議会の承認後に締結となります。7番の建物の概要ですが、この度の工事を行う現在の建物は、校舎棟、屋内運動場棟及びその間の渡り廊下、いずれも昭和50年築、築後40年経過した建物でございます。8番の工事の目的としましては、乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場は、昭和59年の竣工から40年が経過し、老朽化が著しいことから、令和3年3月に策定した土浦市学校施設長寿命化計画に基づき、施設を築後80年間使用していくことを目指し、おおむね築後40年目に長寿命化に必要な改修工事を行うものでございます。なお、長寿命化改良工事とは、単に不具合を直し、原状回復する大規模改修ではなく、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げるために、建物全体を改修するとともに、機能向上を目的とする改修でございます。9番の主な工事内容でございます。長寿命化改良工事内容は、国において基準が定められており、必ず実施する工事としまして、水道、電気、ガス管等のライフラインの更新のほか、構造区分に応じ、コンクリートの中性化対策や、鉄骨の腐食対策、接合部の破損部分の補修等が求められております。また、原則として実施する工事としまし

て、耐久性に優れた材料への取替え、維持管理や設備更新の容易性の確保、断熱、二重サッシ、日射遮蔽などの省エネルギー対策等が求められております。これらを踏まえまして、各施設の劣化状況に応じた工事を行うものでございます。主な具体的な改修箇所につきましては、お手数ですが、別資料となっております。資料5の2の工事概要をお願いいたします。はじめに、1ページ目、校舎棟の建築主体工事の内容について、御説明をさせていただきます。左上の写真は、現在の乙戸小学校校舎棟の現況写真でございます。右側の表中に主な工事内容を記載しております。外部改修としまして、左側の校舎棟現況写真の①から③に記載がございましたように、①防水改修は、断熱性能が高い材料を使用した防水改修を行います。②外壁改修は、高圧洗浄で汚れ落とし、再塗装をいたします。③外部建具改修は、新たに換気子窓をつけ、断熱と省エネ効果の高い複層ガラスに交換をいたします。つづいて、内部改修の主な内容となります。下の平面図にございますように、④としまして、多様な形式の事業に対応を可能とするため、廊下と教室間の可動間仕切り化を一部実施するほか、⑤としまして、令和3年度に改修したトイレブースを除く内装材の改修、⑥としまして、エレベーターを新設いたします。そのほか、スライディングドアを設置することにより、多目的に利用可能な多目的教室の新設等を行います。つづきまして、屋内運動場の工事内容となります。2ページ目をお願いいたします。右側に主な内容を記載しております。右側の現況写真にございますように、①の屋根の部分は、現在の金属製の屋根の上に断熱材を敷いて、その上から金属製の屋根を覆いかぶせるカバー工法による改修をいたします。②の外壁は、高圧洗浄し、再塗装をいたします。③の外部建具は断熱と省エネ効果の高い複層ガラスに交換をいたします。また、右下の南側立面図にございますように、断熱化対策として窓を現在の半分程度の大きさにいたします。左側中段、外部改修イメージ写真にございますのは、昨年度改修工事が完了している東小体育館の現況写真で、改修前は右側同様にあった窓の面積を改修を半分程度にすることにより、断熱効果を向上させるものでございます。つづいて、左下の1階平面図、こちらは、内部改修でございます。④のアリーナ床については、現在の木製の床を写真中央の内部改修イメージにございますように、塩化ビニール床に改修をいたします。こちらは、多くの屋内運動場施設で採用されており、クッション性があり、けがをしにくい、溝がなく、ほこりがたまらないため、衛生的であるなどの利点がございます。⑤の内装仕上げ改修は、内側の壁の張替えで、現在の木製の壁を撤去し、断熱材を吹き付け、新しい木製の壁材に張替えをいたします。⑥は、バリアフリートイレの新設でございます。体育館入口の部分を改修し、多目的トイレを新たに設置いたします。そのほか、渡り廊下につきましても併せて改修をいたします。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

○鈴木委員 学校の長寿命化、私たちが今見て一番気になってるのは、下高津小学校なんですが、小学校16校中、長寿命化が必要で、まだ未実施の学校というのは幾つかあれば教えて欲しいんですか。

○塚本教育総務課長 長寿命化計画につきましては、随時おおむね建築が40年度という形になりますので、その年度になる学校については全てやる方向でございます。下高津小学校につきましても、今後長寿命化計画の中で順次実施していく予定でございます。

○鈴木委員 こういう質問をした意図なんですけど、おそらく今回債務負担行為で、公共施設包括管理の議決をする方向でいくと思うんですけども、包括管理を任せると、長寿命化等終わってるところに対しての修繕は比較的軽減されるものだと思うんで

すけど、先ほど言った下小とか、まだそういう部分で整備されていない学校については、修繕等が多くなってくると思うんですよ。そうすると、今回出てる債務負担行為でいうと、1年で2億ちょっとで、総額で10億ちょっと。5年間で。見込みの中で、古い建物が多いと、包括管理業者が割に合うかどうかという部分もあるので、なるべく民間に管理を任せる前に、本当はきちんとした建物だけを渡して、お金のかかりそうなのは、まだ渡さないほうがいいのかなどと思ってる中で、一括してやる形なので、小さい修繕も含めて、来年度から包括管理業者に渡すのであれば、細かい修繕というのはなるべくやっておいて欲しいということで。特に下高津小学校なんかもう毎回校長会と懇親会をやって、校長先生が変わるたびに、下小、下小って言われるので、もう一度点検をして、大きな修繕が必要なところは、補正でも何でも出していただいて、修繕をしていただきたいなということをお願いいたします。

○塚本教育総務課長 修繕費というのはかなり掛かっておりまして、流用しながらも突発的なものにも全て対応してるような状況です。今年度建物の定期点検のほうがございますので、その結果を踏まえまして、早急に対応しなくてはいけないもの等も踏まえて、相談しながら順次進めていきたいと思っております。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良電気設備工事について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 つづきまして、乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良電気設備工事についてでございます。1番工事名称及び2番工事場所につきましては、記載のとおりでございます。3番工期は、議会の議決を経た翌日から令和7年度末の令和8年3月13日までを予定しております。4番契約金額は、税込み1億8,353万5,000円。5番契約予定の相手方は、株式会社星総合設備でございます。6番契約の方法でございますが、7月19日に一般競争入札にて行われ、7月22日に仮契約を締結しております。本契約につきましては、議会の承認後締結となります。7番建物の概要、8番工事の目的につきましては、記載のとおりでございます。9番主な工事内容でございます。校舎棟については、キュービクル等の受変電点受変電設備工事のほか、幹線設備工事、放送設備等の動力設備工事、電灯コンセント設備工事、防火扉などの自動火災報知設備工事改修等が主な内容でございます。その下、屋内運動場棟につきましては、校舎棟と同様、幹線設備工事等、記載のとおりでございます。

○矢口委員長 それでは、質問等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、続いてまいります。乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 3件目となります。サイドブックは資料11の1ページ目をお願いいたします。乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事についてでございます。1番工事名称及び2番工事場所につきましては、記載のとおりでございます。3番工期は、議会の議決を経た翌日から令和7年度末の令和8年3月13日までを予定しております。4番契約金額は、税込み2億517万2,000円、5番契約予定の相手方は、山田空調設備株式会社でございます。6番契約の方法でございますが、7月19日に一般競争入札にて行われ、7月20日に仮契約を締結しております。本契約につきましては、議会の承認後締結となります。7番建物の概要、8番工事の目的につきましては、記載のとおりでございます。9番主な工事内容でござ

ございます。校舎棟につきましては、保健室シャワーブースの新設等の衛生設備器具の改修工事、給水管、配水管の更新、受水槽及び給水ポンプ等の屋内外給排水設備改修、消火設備改修、空気調和設備、こちらエアコンの更新、換気設備改修及びガス設備改修が主な内容でございます。また、その下、屋内運動場棟につきましては、バリアフリートイレ新設に伴う衛生設備や給排水設備改修、消火設備改修工事のほか、換気設備改修工事が主な内容となります。

○矢口委員長 ただ今の件について、質問ございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。次にその他に入ります。教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検評価報告書(令和5年度分)について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料12-1をお願いいたします。教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検評価報告書(令和5年度分)について、説明をさせていただきます。はじめに、1の趣旨でございますが、枠内に記載のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされております。本市においては、平成22年度より実施しており、毎年9月に報告書を公表しております。報告書策定に当たり、令和5年度の86の事務事業について、教育委員会各課において自己評価を行った後、有識者会議において事業説明を行い、2に記載の3名の有識者から事業に対する指導助言をいただきました。これにより、この度報告書が完成いたしましたので、議会に提出をさせていただくものでございます。点検・評価報告書は、資料12-2に掲載のほか、サイドボックス内のその他の資料、計画プラン等、教育委員会、事務管理・執行状況の点検評価報告書フォルダ内に掲載してございますので、後ほど御覧いただけますようお願いいたします。4の公表につきましては、市議会終了後に、市ホームページの掲載及び市内の支所、出張所での報告書、冊子の設置により、公表をいたします。

○矢口委員長 ただ今の件について、質問はございますか。

○鈴木委員 点検評価点検事務の中に、この前いろいろあったプールの管理なんかの記載もあるんですか。点検項目の中に。

○塚本教育総務課長 今回事務事業のほうには、プールの件はございません。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようです。つづきまして、都和中学校プール水道水の流出について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料の13をお願いいたします。先月25日にプレス発表させていただきました都和中学校プール水道水の流出につきまして、改めて御説明をさせていただきます。はじめに、概要でございますが、6月19日からのプール授業での使用開始に当たりまして、6月10日にプール清掃を行うため、プールの給水バルブの開栓作業を行った際、バルブ操作を誤り、本来閉栓しておくべき水抜きバルブを開けてしまったことにより、開栓作業を行った6月10日から給水量の異常に気が付いた7月5日までの26日間にわたり、水を流出させてしまったものでございます。流出量は約5,305^m、金額にして約290万7,050円でございます。2番本件事故の経緯でございます。6月10日に教諭2名がプール清掃を行った際、表下の都

和中プール給排水設備概略図を御覧になっていただきまして、記載のプールサイドの給水バルブAを開けても、水が出なかったため、教諭がプール外の給水バルブを探したところ、止水弁と記載のある複数のバルブを見つけました。そのうちのBとCのバルブが閉まっていたため、B、C、両方のバルブを開けたところ、給水ができたため、どちらも給水バルブと認識し、給水を行いました。実際には、Cは水抜きバルブであり、下水道本管へ続く排水バルブでございましたが、2ページ目の写真にございますように、給排水のバルブの見分けは困難である状況でございました。以降の操作は、Aのプールサイドの給水バルブでの開閉をしております。7月5日、教頭が6月分の給水量使用量を確認したところ、例月に比べ使用量の異常値に気がつき、教育総務課へ報告の電話が入ったため、直ちに教頭に対し概略図Xで示したプール系統の大元バルブを閉めるように指示するとともに、教育総務課施設係職員にて、配管破損等による漏水を視野に調査を開始いたしました。翌6日の土曜日に給水メーター値に夜間の上昇が見られなかったことから、週明け8日から漏水箇所を特定するため、複数箇所の給水用バルブの開閉や、音調棒による調査した結果、10日水曜日に教育総務課職員において、給水用バルブの近くに水抜きバルブがあることが分かり、本来閉栓しておくべき水抜きバルブCが空いていることが分かったため、直ちにバルブを閉めた結果、閉栓以降、給水弁メーターが正常値を示したことから、流水原因は水抜きバルブの開栓によるものと判明をいたしました。以上が経緯となります。3番再発防止に向けた取組でございます。まず1点目、原因となった水抜きバルブに常時閉のタグを速やかに設置をいたしました。2点目としまして、これまでも日々の給水メーターの確認及び月末締め報告について、通知を行っているところでございますが、再度全校に対し、漏水等を早期発見できるよう、毎日の給水メーター値確認による異常値の早期把握と異常値が発見された場合の速やかな施設係への報告の徹底について、周知をいたしました。今回の原因としまして、教育委員会から全校への共通マニュアルとして、プール管理の手引きとして、注意事項等の通知により注意喚起を行っていたものの、各学校によりバルブの位置も異なっており、給水時のバルブの開閉箇所については、学校ごとのマニュアル作成には至らず、口頭による引継ぎを行っていた現状でございます。特にコロナ禍によりプール授業ができず、その間にプール施設管理が分かっている先生が異動してしまい、不慣れな先生が不安なまま開け閉めを行っていた現状もでございますことから、学校現場に寄り添ったマニュアル作りが必須と考えてございます。そのため、3点目として、全校に対し、施設係とともに、学校の実情に合わせたプール使用開始、終了時に開閉すべきバルブの操作マニュアルを新たに作成するとともに、教職員間での共有を図り、再発防止の徹底を図ってまいります。別添資料としまして、2ページ目に、7月10日付けでありました国からの通知を添付してございます。2ページ目をお願いします。本文5行目からの記載を読ませていただきます。学校プールの管理業務が担当する教師等にとって過度の負担につながっている事態も見受けられます。学校設置者による必要なチェック体制の構築等が十分に行われないまま、特定の教師等に学校プールの管理が任せられ、教師等が賠償責任の責めを負う恐れもある中で勤務する状況は望ましくありませんとあります。また、3ページの2段目からの記載がございまして、学校プールの維持管理に関する教師等の負担軽減を図り、今後損害賠償を一律に行うのではなく、本件に係る損害賠償責任は特定の教師等に生じることがないように、積極的な取組を御検討いただくようお願いいたしますとなっております。この通知の趣旨を踏まえまして、教育委員会一丸となって、学

校現場の意見を取り入れながら、再発防止に向けた取組を行ってまいりたいと思います。

○矢口委員長 ただ今の件について、何かございますか。

○福田委員 私もガス会社にいましたから、温水プールってのはやってるんですけども、温水プールは室内ですけども。ちょっと聞きたいのは、そのプールとその水道管の接続部分ですけども、例えばこの都和中に限らず、小中学校にプールたくさんあると思うんですね。これは期間が限られてると思うんですね。使用期間がね。それで伺いたいのですが、プール専用の計量器、バルブと計量器が設置されているのか、いないのか。それから、もう一つは、学校ですから、学校でいろいろ事故があった場合、保険か何かに入っているんですかね。

○塚本教育総務課長 福田議員のおっしゃった専用の計量器でございますが、学校によっては、数校でございますが、プール専用のメーターを設置している学校がございます。ただし、今回の都和中中学校については、学校施設内の水道の使用量とプールの使用量、両方とも一緒になった計量器でございます。また、学校の保険の関係なんですけど、児童生徒等が負傷したような場合の保険はございますが、今回のような場合の補償については、加入というか、そういった保険はございません。

○福田委員 いずれにしても初歩的なんですよ。初歩的に計量器バルブ。そうすると、例えば都和中の場合には、道路の水道本管から都和中に入る水道管ありますね。そうすると、そこに1か所だけなんですかね。計量器があるのは。

○塚本教育総務課長 学校のほうの計量器は、1か所だけです。

○福田委員 いずれにしても、これは計量器をちゃんと付けておけば、点検は簡単なんですよ。5分で済みますから。点検は。そこがものすごく大事だと思うんです。また、二度と繰り返さないということが大事だと思います。

○塚本教育総務課長 メーターのほうは1か所なんですけど、この日々点検することってというのは、これまでもしていたんですが、その異常値に気づかないまま来てしまったということがありますので、再度全校にこれは該当するかと思いますので、全ての学校に日々測量して、異常値が出た場合には、速やかに報告することとし、周知徹底をさせていただいております。これからも周知徹底をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 私のほうからお伺いします。今回290万円余りという少くない金額なんですけど、予算の部分で足りなくなって、これから補正組んだりとか、そんなことはあるんですかね。

○塚本学務課長 光熱水費につきましては、学務課のほうで対応してまして、現時点におきましては、ほかでこのような状況がない限りは、今年度予算で何とか対応できる見込みでございます。

○矢口委員長 参考までにちょっとお伺いしたいんですけど、こういった損害金額を出す時の基準として、特に水道の場合、土浦市の事業として供給してるわけですから、単価の考え方というのは、その原価でなくて、一般的に供給して利用者からいただいている単価で計算するものなんですかね。

○塚本教育総務課長 今回の流出した量と金額の算出については、通常の水道料金算出では、使用量によって段階的に単価が上がってまいります。その中での通常の単価で計算した中から、これまでの過去5年間なんですけど、水道を通常で使っていれば、

この数量だという平均値を出しまして、その差額を出したものが流出量及び金額になってございます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。100周年記念図書館フェス開催について、執行部より説明願います。

○武藤図書館長 100周年記念図書館フェスの開催について、説明させていただきます。5月の委員会でも御案内させていただきましたが、ポスターやチラシができましたので、改めて御案内させていただきます。資料14をお願いいたします。開館100周年を迎える大きな節目に、今までの図書館の歴史を振り返り、先輩方が築き上げてきた歴史に感謝するとともに、これから先の新たな一歩となるよう、誰もが利用したくなるような図書館を目指し、利用促進のために、100周年記念図書館フェスとして盛り上げたいと思っております。開催期間は、10月1日から11月30日です。期間中、7月から8月にかけて募集し、応募いただいた図書館にまつわる思い出やメッセージを記入したカードの展示、市内の文化施設を巡るスタンプラリー、顔出しパネルを置いて、写真撮影スポットの設置などを継続して、2か月間行います。週末には10月5日に、絵本作家である岩井俊雄さんによる「ダンボールでつくろう！100かいだてのいえ」がテーマのワークショップ、10月26日は午前中に記念式典と土浦二高書道部によるパフォーマンス、同日午後には松本清張賞受賞作家の千葉ともこさんによる講演会と市長とのトークショー、11月16日は茨城県出身の切り絵作家、滝平二郎さんの世界を折り紙で作成する折り紙ワークショップ、11月25日の月曜日なのですが、図書館休館日に、館内3階で土浦出身のクラシックギタリスト木村大さんのミニライブを行います。ポスター及びチラシのほうも、サイドブックの資料14の2に掲載しておりますので、御覧ください。記念式典には、委員長、副委員長を始め、文教厚生委員会の皆様には是非御出席を賜りたいと存じます。後ほど御案内をお送りしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○矢口委員長 100年になるという本当に歴史の中で、私達呼びいただけるのは本当に有り難いというところがございます。皆さんから質問ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 それでは、当日皆さんで可能な限り出席させていただきたいと思しますので、よろしくをお願いいたします。つづいて、土浦市民ギャラリー第12回企画展示「筑波大学アート・コレクション展 TURNING POINT」の開催について、執行部より説明願います。

○佐賀文化振興課長 資料の15のチラシを御覧ください。市民ギャラリー企画展の御案内です。9月10日から10月20日まで、「筑波大学アート・コレクション展 TURNING POINT」を開催いたします。芸術学系の学生の卒業研究等の中で、優秀な作品を大学で所蔵しており、それをお借りした作品展となります。若い芸術家たちの転機となる作品を是非御覧いただきたいと思っております。

○矢口委員長 この件について、いかがですか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 つづきまして、土浦市立博物館テーマ展「土浦道中絵図―描かれた水戸道中―」の開催について、執行部より説明願います。

○木塚博物館副館長 資料16をお願いいたします。博物館では、9月7日から10月20日まで、テーマ展「土浦道中絵図」を開催いたします。この絵図は、千住から

土浦まで、水戸街道を描いた全長18メートルに及ぶ絵巻物です。土浦藩主土屋篤直の自筆で、その貴重性から市の指定文化財になっております。長く個人の方が所蔵していらっしやいましたが、令和5年度に博物館所蔵となったことに伴い、36年ぶりに絵図の原本を公開いたします。会期中、是非御覧ください。

○矢口委員長 この件について、いかがですか。

○鈴木委員 貴重な絵図ということで、なかなか原本見られないので、非常に有り難いんですけども、そこの原本の複製みたいなのを販売するとか、そういうことは不可能なんですかね。

○木塚博物館副館長 現在観光協会を出してございまして、正式なタイトル忘れましたが、八つ折りの地図がございまして、裏面には土浦の部分のこの道中絵図が収録されております。しかし、申し訳ありませんが、16メートルに上る長いものなものですから、そのレプリカについては、今のところは予定はしてございません。

○鈴木委員 是非作る努力をしていただきたいと思いますので、お金が幾ら掛かるかわからないんですけど、全部見てみたいです。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 つづきまして、「Blue Ocean スポーツ・フェスティバル」の開催の開催について、執行部より説明願います。

○岩田指導課長 「Blue Ocean スポーツ・フェスティバル」の開催について、説明させていただきます。資料17を御覧ください。このイベントは、本市が実施を目指す国委託事業を地域クラブ活動への移行に向けた実証事業において、今年度県が指定された重点地域における政策課題への対応として本市が立ち上げた地域クラブ、Blue Ocean を核とした多様なスポーツ、文化活動の体験機会を創出するという目的で開催いたします。先ほど補正予算でも御説明いたしましたが、補正増額分を原資として実施をすることを考えております。本市が取り組む中学校等における部活動改革の新しい取組として、地域クラブBlue Ocean 会員である中学生を始め、小学生、中学生、高校生といった子供たちに、非日常のスポーツ体験や地域ぐるみのイベントを提供することで、本市の地域クラブ活動の実践が正しく理解され、更なる認知拡大につなげたいと考えております。また、地域、行政、学校の一体となった応援体制の構築に向けた機会としたいとも考えております。開催日は、令和6年10月14日月曜日、この日はスポーツの日となります。会場は、川口運動公園になります。当日は川口運動公園、J:COMスタジアム、J:COMフィールドなどを全面開放して開催を考えております。イベント対象者は、土浦市内外の小中高生やその保護者である子育て世代の方々です。多くの皆様に来場いただけるよう、広く事前の案内を行ってまいりたいと考えております。イベント内容につきましては、まだ未確定のところもありますが、資料17の2のチラシ案にもありますように、多様なスポーツ体験、地域クラブ活動の情報発信などを盛り込むことを予定しております。また、特設ステージによる文化的な演技や、キッチンカーによるフードスペースなども設け、多様なスポーツ体験を軸としたフェスティバルとして楽しめるよう、空間を作る予定です。このような部活動地域移行をテーマとしたスポーツフェスティバルの開催はおそらく全国初の試みということもあり、県内外より注目されているところで、つきましては、市内小中学校に向けて、9月2日に「スポーツ・フェスティバル」の開催告知ポスターの掲示と全校児童生徒へのチラシの配布を行うとともに、子供たちが10月14日にスポーツフェスティバルに参加できるよう、依頼していく予定です。

す。また、市内施設、協力企業を中心に、ポスターやチラシの掲示をお願いしていきたいと考えているところです。文教厚生委員の皆様におかれましても、御都合よろしければ、足を運んでいただければと思うところです。

○矢口委員長 質問ございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 では、当日良いお天気になることを心からお祈りして、また、可能な限り委員皆さんで参加させていただきたいなと思います。つづいて、台南市小学生との交流推進事業について、執行部より説明願います。

○岩田指導課長 資料18の台南市小学生との交流推進事業について、説明させていただきます。この件も先ほどの9月補正予算案を基に、新たに事業を開始するものとなります。この事業は、今年度後期より、本市の小学校児童と友好交流都市である台南市との交流事業の一環として教育分野での交流機会を設けるものとなります。先ほども補正予算案の中でもお話しさせていただきましたが、台南市と本市の小学生とのオンラインや対面での交流を通じて、国際感覚を養い、相互理解を促進し、広い視野を持った国際人の育成を目指すものです。資料の18の2にもあります交流プログラムにより、自分たちの通う学校や自分の住む街を紹介し合ったり、英語でプレゼンテーションを行ったりするなど、自国文化や異文化理解、また、コミュニケーションなどの資質の向上を図ることを目指しております。また、英語などでのコミュニケーションスキルの向上として、台南小学生と対話したり、プレゼンテーションを行ったりすることで、多言語のスピーキング資質を向上することができると考えております。台南市小学生との交流プログラム実施校及び対象学年は、ロードマップのほうで御確認いただければと思います。台南市との3か年計画によるプログラムによって、小学校4年生から6年生を対象に行っていく予定としています。手始めに今年度より、来年度に向けて昨年度より依頼をし、中村小学校をモデルとして、オンライン交流からスタートさせようと考えております。なお、来年度以降は第1期交流校として、3校を事前募集する予定です。その後、第5期まで、市内小学校、義務教育学校の全ての学校が台南市と関われるようなプログラムを検討しているところです。

○矢口委員長 ただ今の件で質問ございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 なきようですので、以上で提出された資料の説明は、終了しました。何か執行部からございますでしょうか。

○入野教育長 執行部から特にございません。

○矢口委員長 委員の皆さんから執行部に対して何かございますか。

○鈴木委員 子供会について、生涯学習課。子供会のお話なんですけど、私立の小学校に通ってる児童、これは市内の私立の小学校、また、市外の私立の小学校、どっちも対象になってくると思うんですが、その人たちが地域の子供会の組織に入れなないんじゃないかという不安の声があるんですけど、市民である以上、私は入れると思っているんですけども、おそらく子供会の組織といっても、その地区でおそらく慣習が違ったり、何か訳の分からない都市伝説ルールみたいのがあって、拒否されたりするケースがあるんですけども、市子連本部としての見解というか、市としての見解はどのようになっているか教えて欲しいです。

○矢内生涯学習課長 委員がおっしゃったとおり、子供会につきましては、各地区の町内会に単独であります子供会がございまして、その上に小学校単位で子供会の連合会とがあって、今度は中学校単位とか、市といたしましては、子供会育成連合会とい

うことで、全体で組織しております。私立に通っているお子さんたちも町内のほうには、少なからずいらっしゃるとは思うんですが、基本的には私立のほうに通ってる方々も町内のお子さんになるので、私たちといたしましては、町内単位の子供会のほうには加入していただきたいというところはございますけども、あくまでも町内の育成会とか子供会で、そちらのほうで決めていることなので、まだ、明確にそういった、入ってはいけないとか、入れない、入れさせなければいけないとか、そういったところはこれから確認させていただければと思います。

○鈴木委員 その答えはよく分かるんですけども、私も市子連の中にいた1人なので。原則として市子連としてとか、市としてその人たちを拒む理由はないわけですよ。地域独特のルールみたいのがあって、入れないんじゃないかと思うので、入れませんよと言ってる人も、その根拠は答えられないと思うんですよ。だから、その辺を一回市子連の理事会なりに諮ってもらって、統一見解を持った上で、各担当のほうにお知らせをするという手続をとれば、そういう事例がなくなってくると思うんです。そろそろ理事会が開かれるでしょうから、その時にそれを是非話題に出して、市子連のほうでの統一見解を持って欲しい。というのは、入りたいという人を入れてあげないと、逆に入れるのに抜けてる人が多いんです。そういう状況の中で、入っていただけの人がいるのであれば、どんどん入れてって、子供会事業を活性化していかないと、子供会の単子自体の存続も危うい状況になってくるし、単子が駄目になったら市子連だって駄目になりますから。古い感覚でやっていると、本当に組織自体がなくなるようなことになるので、そういう危機感を持って理事会や役員会で話し合いをしていただけるように、是非お願いいたします。

○矢内生涯学習課長 おっしゃるとおりで、まだ、事実確認や現状把握というのがまだできてないので、まずはそちらから進めさせていただいて、市子連のほうと話し合いながら理事会等、そういったところで統一見解が図れるように進めてまいりたいと思います。

○福田委員 8月17日の土曜日の茨城新聞ですね。これは何かというと、この猛暑の避難、熱中症警戒、空調やトイレ整備急務という記事が出ているんですけども、実は私も今年初めてですけども、軽い熱中症という診断をされました。ものすごく体がだるくなるんです。熱はそんなに上がらないですよ。食欲が完全になくなって、体がだるくなる。それで、これは熱中症や脳梗塞と同じ状態だそうですね。うちの近くの大塚診療所のドクターの話ですと。それで、この記事でこういうふう書いてあるんです。2022年に自治体に向けて出した事務連絡では、慣れない環境での生活により、熱中症リスクが高まるとして、空調設備の設置や非常電源の確保に努めて欲しいと要請したと。熱中症は、豪雨災害、巨大地震と同じ扱いに今度格上げされたんですよ。それで、前半に長寿命計画、いろいろ話がされましたが、この国のほうが環境省、文科省のほうでいろいろ助成金を出すということで、手続をしてくださいと。分かる範囲でいいですけども、手続はどういうふうになってんですかね。要するに、体育館ですよ。要するに、避難所になるところの施設ですよ。ですから、一般的には体育館ですよ。だから、巨大地震だとか、豪雨災害だとか、そういう時には大いに活用しなさいということですから。今年は体育館も熱中症対策では大いに活用しなさいってことになってるわけですからね。そういう点で、これ6月議会はほかの議員さんからも発言がありましたけども、巨大地震対策で様々な意見も出てるわけですね。それで、国や県にそういう手続をすれば、助成金が出るという、そういうのがあるわけです。この辺の幾らか検討かなんかされたんですかね。

○矢口委員長 これは、体育館の施設管理という部分でのこの場での質問ということですのでよろしいですかね。

○福田委員 はい。

○塚本教育総務課長 福田委員がおっしゃった部分で、防災の観点では、危機管理課のほうが主体的に動くということかと思しますので、私から教育的観点から体育館の空調設備というお話をさせていただきますと、確かにこのところの猛暑ということで、空調設備については、6月議会においてもお話をさせていただいたとおり、直近では新しい学校を含めて設置をしていくということで、今いろいろな自治体を見させていただいて、設置に向けた検討をしているところです。ただ、それまでには期間もありますので、早急に何か対策ができないかということでは、ちょっと内部でも検討しておりまして、実際に補助金を使うということになれば、その設置に向けた申請をしていくという流れにはなっておりますので、先に付ける前に申請するというわけではなくて、設置が決まってから申請をしていくような形になると思います。

○矢口委員長 上手に予算取っていただいて、進めていただければと思いますし、災害の時に電気が供給されてこそその空調だと思うので、その点はいろいろ考えていかなきゃいけない部分だろうなと思います。

○吉田(千)委員 今の件に関連することです。今、まさに停電というそういう中で、きつともう既に考えておられるかと思うんですけど、蓄電池を備えた電源自立型のGHP、ガスヒートポンプエアコンというものがあるという、そのように聞いておりますので、様々これからもっと新しいものが出てくるかもしれません。その辺含めて、まさに電源が自立型という、そういったものが必要なんだろうなというふうに思いますので、どうぞその辺研究していただいて、やっていただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

○塚本教育総務課長 吉田委員おっしゃってる自立型のGHPのほうも、商品のPRに来てる中にはございますので、様々な角度から検討して設置がどの方法がいいのか、また、ランニングコストの部分もございますので、そういったことも総合的に検討して手法については、今現在検討してる最中ですので、そういった部分を考慮してもらいたいと思います。

○矢口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 それでは、以上で教育委員会は終了します。お疲れ様でございました。ここで暫時休憩をします。

(午前11時35分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○矢口委員長 再開いたします。保健福祉部の案件について、協議を行います。保健福祉部のほうをお開きください。早速議案関係に入ります。まず、令和6年度土浦市一般会計補正予算(第2回)(案)(社会福祉協議会事業)について、執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 サイドボックス、資料①をお願いいたします。令和6年度土浦市一般会計補正予算(第2回)(案)について、社会福祉協議会事業でございます。1番の補正の理由でございますが、土浦市老人福祉センター湖畔荘につきましては、土浦市社会福祉協議会が指定管理者となつてございます。令和6年度に配置を予定していた職員が令和5年度末をもって退職したため、人員変更により人件費の不足が見込まれることから、指定管理料の増額補正をお願いするものでございます。2番の事

業概要につきましては、土浦市老人福祉センター湖畔荘の指定管理料を増額するもので、上段に指定管理料の全体額、下段に変更となる人件費を記載いたしております。3番のほうの補正予算額は、記載のとおり、人件費の増額分188万3,000円でございます。なお、当事業は実績により精算となりますので、年度末に不用額が生じた場合、市へ返還となります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、委員の皆様から質問等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。令和6年度土浦市一般会計補正予算(第2回)(案)(老人福祉センター等整備事業)について、執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 サイドボックス、資料2をお願いいたします。令和6年度土浦市一般会計補正予算(第2回)(案)について、老人福祉センター等整備事業でございます。1番の補正の理由でございますが、土浦市ふれあいセンターながみねでは、平成15年度事業開始から21年が経過し、施設の老朽化等による修繕が年々増えている状況でございます。また、高圧ケーブル及びPASにつきましては、事業開始から更新を行っておらず、更新推奨時期を大幅に経過している状況でございます。令和6年2月に実施いたしました電気設備年次検査で、高圧ケーブルの被膜の絶縁不良が指摘されました。その後6月に調査をいたしましたところ、マンホール内で高圧ケーブルが水に浸かっているのが発見され、これ以上被膜が劣化すると、高圧ケーブルの不良を招き、停電が発生する恐れがあります。また、施設内で電気事故が発生した場合に、PASが機能しない状態だと、近隣への波及事故が発生する恐れがあることから、高圧ケーブル及びPASの更新工事を行うため、増額補正をお願いするものでございます。2番の事業概要につきましては、土浦市ふれあいセンターながみねの高圧ケーブル及びPASを更新するものです。更新の推奨時期は記載のとおり、高圧ケーブルで水の影響がある場合は15年、PASは屋外用で10年となっております。今後入れるケーブルの被膜につきましては、水に影響を受けないものになっていると伺っているところでございます。3番の補正予算額でございますが、更新工事見込額の520万9,000円でございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等ございますか。

○勝田委員 マンホール内で高圧ケーブルが水に浸かっているのが発見されたっていうのがあるんですけど。これは、どういうことなんですかね。更新してないから水に浸かったわけではないと思うんですけど。

○刈山高齢福祉課長 こちらにつきましては、図書館の高圧ケーブルが切れたということがございましたので、そういったところから、私どものほうも水の影響があるということがございまして、マンホール内を一度開けて、1回見てみようというところからがありまして、やはり、ちょっと水が入っていると。ただ、マンホールのところといいますか、中に入ってるケーブル、線の大きいほうですかね。そちらのほうには、どうしても構造上、水が入ることを止めることはできないということでございまして、1回考えたのが、水を抜いたらどうかという、入ってる状況で時々状態を確認しながら水を抜くということはどうなのかなということを検討したんですけども、それでは手間もかかりますし、地下ですので、いつの段階で水が入るか分からないというところもございましたので、補正を要求させていただいて、抜本的に改修したほうがいいんじゃないかということでございました。今後入れるケーブルにつきましては、水

の影響はないというような皮膜を今は使っているということでございましたので、いずれも影響ない場合も20年から30年には1回交換しなくちゃいけないってことはございますけれども、長くできるんじゃないかなということで、今回お願いをしたところでございます。

○勝田委員 更新自体は全く賛成なんですけど、そのマンホールに水が入るということ自体は別に異常な状態ではないという認識でいいんですか。

○刈山高齢福祉課長 伺ったところ、特に異常な状況ではないということでございました。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第1回)(案)(令和5年度決算に伴う精算事業)について、執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 サイドボックス、資料3をお願いいたします。令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第1回)(案)について、令和5年度決算に伴う清算事業でございます。この補正予算案につきましては、令和5年度の介護給付費等が確定したことにより、精算を行うものでございます。介護保険の制度では、事業の翌年度に精算することとなっておりますので、毎年第3回定例会に補正をお願いしているものでございます。1番の補正の理由につきましては、国、県等の負担金、交付金、一般会計繰入金につきましては、実績額が交付済額を下回ったことから、超過受入額について、返還をするものでございます。また、支払基金交付金等につきましては、実績額が交付済額を上回ったことから、追加交付を受け、介護給付費準備基金への積立てをするため、増額補正をお願いするものです。2番の決算の状況につきましては、歳入が125億8,139万4,000余円、令和4年度の歳入が121億6,162万5,000余円と比較いたしますと、3.4パーセントの増。歳出が124億9,782万円余円、令和4年度の歳出119億3,463万7,000余円と比較いたしますと、4.7パーセントの増。歳入歳出差引残額が8,357万3,000余円。令和4年度の差引残額ですと、2億2,698万7,000余円と比較いたしますと、63.2パーセントの減でございました。3番の補正予算額につきましては、歳入歳出ともに1億792万6,000円を増額するもので、歳入の4款、1項支払基金交付金は介護給付費交付金の実績により追加交付分の増額、7款、1項一般会計繰入金は低所得者保険料軽減繰入金の実績による一般会計からの繰入れの追加交付分及び繰越金となっております。歳出では、4款、1項基金積立金は、支払基金追加交付分等の基金積立て、5款、1項償還金及び還付加算金は国、県への負担金交付金の実績による超過分の返還、2項繰出金は一般会計の実績による超過分の返還及び重層的支援体制整備事業への追加繰出しでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第1回)(案)(職員人件費)について、執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 サイドボックスの資料4をお願いいたします。令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第1回)(案)について、職員人件費でございます。1番の補正の理由でございますが、4月1日付け人事異動によりまして、事務職1名が減となり、一般介護予防事業に従事する専門職1名が増員となったことから、一般

管理費の人件費1人分を減額し、一般介護予防事業の人件費の増額補正をお願いするものでございます。職員人件費につきましては、例年12月の第4回定例会において補正をお願いしているところでございますが、一般介護予防事業費につきましては、当初予算計上は1人分で行ったので、例年どおりの12月補正では支払に支障が生じることから、今定例会でお願いするものでございます。2番の事業概要につきましては、表記載のとおり、一般管理費計上の20人分を19人分に1人分を減額し、一般介護予防事業計上の1人分を2人分に1名分増額するものでございます。3番の補正予算額につきましては、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の2設給料から3節の職員手当、4節共済費をそれぞれ1人分減額し、減額した同額を3款地域支援事業、1項一般介護予防事業予防事業費、1目一般介護予防事業費の2節給料、3節職員手当、4節共済費をそれぞれ1人分増額するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようです。次にまいります。令和6年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）（案）（令和5年度決算に伴う精算事業）について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料5をお願いいたします。令和6年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）（案）（令和5年度決算に伴う精算事業）について、御説明いたします。先ほどの介護保険の精算と同様に、第3回定例会でお願いするものでございます。1番補正の理由でございますが、令和5年度土浦市国民健康保険特別会計の決算に伴う剰余金を繰り越し、財政調整基金へ積立てするため、増額補正を行うものでございます。2番の決算状況でございますが、令和5年度の歳入歳出を申し上げますと、令和5年度歳入額は、134億6,254万7,603円で、前年度より1億5,050万8,658円、1.1パーセントの減となっております。令和5年度の歳出額は、134億4,094万2,704円で、前年度より9,293万992円、0.7パーセントの減となっております。このような状況から、令和5年度歳入歳出差引残額は、2,160万4,899円で、前年度より5,757万7,660円、72.7パーセントの減となっております。3番の補正予算額でございますが、歳入で繰越金として補正予算額2,160万4,000円を増額し、補正後の予算額を2,160万5,000円とするものです。歳出では、基金積立金として歳入と同額の補正予算額、2,160万4,000円を増額し、補正額の予算額を2,160万5,000円とするものです。今回の補正によりまして、財政調整基金の残高状況でございますが、5月末現在17億1,896万9,159円で、今回の積立金を加えますと、17億4,057万4,058円となります。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようです。次にまいります。令和6年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）（案）（賦課徴収事業）について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料6をお願いいたします。令和6年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）（案）（賦課徴収事業）について、御説明いたします。1番補正の理由でございますが、本年12月2日から現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴い、前の保険証への切替えがされていない被保険者に対し資格確認書等を交付することができるよう、システムの改修と資格確認書用紙の準備が必要なことから、それに係る費用の増

額補正を行うものでございます。このシステム改修事業に係る経費は国から10分の10が交付対象とされておりますが、資格確認書等の用紙につきましては補助対象外のために、財政調整基金からの繰入れにて対応が必要なことから、併せて歳入予算について、増額補正を行うものでございます。2番の事業概要ですが、御覧のとおりでして、1番の補正の理由でも御説明したとおりでございます。3番補正予算額でございますが、歳入につきましては、社会保障税番号制度システム整備費は、委託料のうち、システム改修に関する費用については、その全額が国から社会保障税番号制度システム整備費等補助金により支援されることから、187万円の増額補正をお願いするものでございます。つぎに、財政調整基金繰入金につきましては、委託料のうち、資格確認書用紙に関する費用については、国、県による財政支援措置がないことから、38万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。歳出では、委託料といたしまして、電算委託料に225万8,000円の計上をお願いするものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件に関して、質問等ございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですね。次にまいります。令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）（案）（令和5年度決算に伴う精算事業）について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料7をお願いいたします。令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）（案）（令和5年度決算に伴う精算事業）について、御説明いたします。1番補正の理由でございますが、令和5年度土浦市後期高齢者医療特別会計の決算に伴う剰余金を繰り越し、一般会計へ繰出しするため、増額補正をお願いするものでございます。後期高齢者医療特別会計は、保険料以外の歳入は主に一般会計からの繰入れであり、国保特別会計と違い、基金を設けていないことから、決算剰余金を全額一般会計へ返還するものでございます。2番の決算状況でございますが、令和5年度の歳入歳出の状況を申し上げますと、令和5年度歳入額が22億4,297万8,070円、前年度より6,978万4,115円、3.2パーセントの増となっております。令和5年度の歳出額は22億4,146万7,880円で、前年度より7,217万4,720円、3.3パーセントの増となっております。歳入歳出差引残額は、151万190円でございます。前年度より239万605円、61.3パーセント減となっております。3番補正予算額でございますが、歳入で繰越金として、補正予算額151万円を増額し、補正額の予算額を151万1,000円とするものです。歳出は、一般会計繰出金として歳入の同額の補正予算額150万円を増額し、補正後の予算額を151万1,000円とするものでございます。

○矢口委員長 この件に関して質問はございますか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。土浦市国民健康保険条例の一部改正（案）について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料8をお願いいたします。土浦市国民健康保険条例の一部改正について、説明させていただきます。1番改正理由でございますが、行政手続における特定の個人番号を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年6月9日、その一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が令和6年8月14日にそれぞれ公布され、健康保険被保険者

証の廃止部分については、令和6年12月2日に施行されることになりました。上記改正法により、国民健康保険法から被保険者証の返還に応じないものに対する過料の規定が削除されることとなったため、同法に基づく本市の条例からも被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定を削除するために、土浦市国民健康保険条例の一部改正を行うものでございます。2番改正の概要につきましては、罰則の規定から被保険者証の返還に応じない場合の過料に関する内容を削除するものでございます。3番新旧対照につきましては、御覧のとおり、斜線部分の削除となります。4施行日等につきましては、(1)としまして、令和6年12月2日から施行することとし、(2)としまして、この条例の執行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお、従前の例によることとされる場合において、同日以後にした行為に関する罰則の適用については、従前の例によるものとなっております。

○矢口委員長 ただ今の件について。

○福田委員 マイナンバーに切り替えればいいわけですが、この手続にどうしても応じない、そういう場合はどういうふうにするんですかね。

○武井国保年金課長 マイナ保険証に切り換えないという方に関しましては、今年度から来年の7月いっぱいまでは、既に保険証のほうを発送しておりますので、一応来年の7月いっぱいまでは、今の保険証を使うことは可能でございます。それ以降に関しましては、資格確認書、そちらのほうで医療機関のほうへかかっただくことは可能でございます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 以上で提出された資料の説明は、終了しました。そのほか執行部からございますでしょうか。

○坂本社会福祉課長 社会福祉課から戦没者追悼式について、御説明させていただきます。資料等はございませんが、戦没者追悼式の日程が10月20日日曜日午後2時から、クラフトシビックホール土浦、大ホールで開催する予定となりましたことを御報告させていただきます。議員の皆様には後ほど御案内状を送付させていただきますので、御臨席賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○刈山高齢福祉課長 土浦認知症バリアフリー市民講演会の御案内でございます。本市では、令和4年度から9月を認知症バリアフリー月間と定め、オレンジライトアップ等の普及啓発活動を行っております。また、令和5年4月には土浦認知症バリアフリー宣言を行っております。今回の市民講演会は、9月の認知症バリアフリー月間に合わせ、講演会を開催いたします。講師は川崎幸クリニック院長、認知症の人と家族の会副代表杉山考博先生を講師にお迎えをいたします。杉山先生は、1975年に川崎幸病院内科医として勤務され、以来内科診療と在宅医療に取り組んでおられます。著書には、「漫画で分かる認知症の9大法則と1原則」や「認知症の人の不可解な行動がわかる本」など、認知症に関する著書が多数ございます。開催は、9月8日日曜日午後2時からクラフトシビックホール小ホールでございます。こちらにつきましては、御案内のみということになります。

○矢口委員長 委員の皆さんから何かございますか。

○福田委員 生活保護、今日の議題とちょっと違いますけど、生活保護を今受給してる人がかなりいますよね。それで、最近米が品薄になったということで、これは都市

部ではかなりいろいろ影響受けてますけども、これから新米が出回ってくればそういう心配なくなんですけど、生活保護者で、異常の今の物価高ですよ。そういう状況から、生活保護者の人から、今生活が大変だとか、いろいろ苦勞してるとか、そういう問合せみたいなのは、担当の係には来てるんですか。もし、分かりましたら。

○矢口委員長 お米だけじゃなくて、この物価高全体に対するってことですよ。

○坂本社会福祉課長 この物価高に対して生活保護者だけでは当然ないと思うんですけども、非課税世帯、それから、均等割世帯、こちらの方に去年からずっと給付金のほうをやってまして、去年10万円のほうを給付した方、それで、今回新たに非課税世帯になって、去年までは課税だったが、今年から非課税といった方にも今現在給付しております。同じように、生活保護世帯も2月の末までの段階で10万円のほうを給付してますので、そういった形での物価高に対する対応ということでやってきております。

○矢口委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 なきようですので、以上で保健福祉部は、終了となります。お疲れ様でございました。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(午後0時15分 休憩)

(午後1時15分 再開)

○矢口委員長 再開いたします。それでは、こども未来部の案件について、協議を行います。資料は、文教厚生委員会、令和6年、8月26日開催、こども未来部をお願いいたします。早速議案関係に入ります。まず、産後ケア事業の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○直井こども包括支援課長 産後ケア事業の補正予算について、説明いたします。産後ケア事業は、産後出生後1年未満の母子等を対象に、産婦の健康管理、生活指導、育児指導などを短期入所型や通所型の医療機関などで実施するものでございます。利用者の声としましては、すごく気分転換になった、家族に頼れる場所があったのはすごく安心できるとの声をいただいております。利用が必要な方への事業の周知が進んだことにより、特に短期入所型の利用者が増加し、4月から6月までの3か月間の実績は、当初の利用は13件であり、このままのペースで利用が進むと、委託料が不足する可能性が想定されるため、今回増額補正をお願いするものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、何かございますでしょうか。

○吉田(千)委員 皆さんから喜ばれてるお声があり、うれしく思います。この入所の施設ですけれども、その施設をちょっと教えてください。

○直井こども包括支援課長 施設ですけれども、短期入所型としましては、5か所ありますが、市内ではかすみがうら医療センターが短期入所型の施設になっております。その他、つくば市のなないろもあバースクリニック、牛久市のつくばセントラル病院、牛久市に同じでアテールという産後ケアの施設、それから、筑波学園病院、つくば市ですけども、それが短期入所型となっております。通所型は、4か所ということなので、先ほどのなないろもあバースクリニックは通所型もやってますし、つくばセントラル病院、アテール、それから、レディースクリニック結とって、阿見町にある施設なんだけども、そこが通所型としてやっております。居宅訪問型とって、これは助産師が訪問するんですが、これは茨城県助産師会にお願いして、要望があった時には、助産師が実際に訪問しております。施設の拡充に努めてまして、昨年と比べれば

大分増えた印象です。ただ、まだまだやっている医療機関も少ない状況なので、そこは調整したいと思ってます。

○吉田(千)委員 施設が分かりました。そして、短期入所は1日ですかね。それで、通所型というのは、デイケアですので、通うという形ですね。居宅訪問なんですけれども、居宅訪問は時間は決まってるんですか。そうすると、それに伴う費用の発生はどうなってるのかお伺いします。

○直井こども包括支援課長 居宅訪問型に関しては、2時間程度予定してまして、保護者の方とこちらで調整しまして、午前中か午後ぐらいの形で調整はしたいと思ってます。費用に関しては、そこにもありましたとおり、施設の定める金額の1割から1日当たり2,500円を減免した額ですので、居宅訪問型の場合は自己負担はなしです。ただ、駐車場とか利用する場合には、実費負担をお願いすることになります。利用者負担はなしということになっております。ほかのショートステイとデイケアに関しても、1割から2,500円を減額していますので、本当に自己負担が少なく、500円から800円ぐらいの形で利用ができますので、負担という形ではあまりないんじゃないかと思われま。

○勝田委員 2点ありまして、対象者は産後出生後1年未満の母子とあると思うんですけど、ここに書かれていることに当てはまれば、どなたでも利用できるということでしょうか。何か必要とするものは、何か特殊な条件がなければ駄目だということではなくて、条件はこれだけということですかね。

○直井こども包括支援課長 対象者が産後ケアを必要とするものっていうふうになります。保健師のほうで面接をしまして、いろんなことを聞いて、そして、必要であればってことなので。もちろんそういった鬱のアセスメントもしますが、そのほかにいろいろ聞いて、こちらが必要とするということになれば、ある程度その幅を広めて必要な方には使っていただくような形になっております。

○福田委員 先ほども質問がありまして、この事業概要のショートステイ、デイケア、こういう冊子みたいなのがあるんですかね。市民が簡単に、妊産婦さんとかね。そういう冊子みたいなのがあるんだらばいいんですけど。

○直井こども包括支援課長 プリントというか、そういうのを作ってまして、A4の1枚で、事業の内容と施設の名前、それから、自己負担が幾らかってのは母子手帳発行時に渡してますので、そこを見れば分かるかと思えます。それで、面接の時にはきちんとそれを使いまして、流れとか費用とかを説明しますので、それを使って周知が進んでるといふふうに理解していただければと思います。

○矢口委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 では、次にまいります。放課後児童クラブ推進事業及び放課後子供教室推進事業の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○野中保育課長 それでは、資料の2の1をお願いいたします。令和6年度土浦市一般会計補正予算第2回の放課後児童クラブ推進事業及び放課後子供教室推進事業の補正予算(案)について、御説明させていただきます。1番の補正の理由ですが、放課後児童クラブにつきましては、現在市内16小学校の児童クラブのうち、13クラブの運営のほうを3事業者、二つのNPO法人と一つの株式会社のほうに単年契約で委託しております。単年契約の課題といたしまして、入札により事業者が毎年変更になったクラブでは、頻りに運営方針が変わることで、職員や利用者に戸惑い等が生じております。そのような課題に対応するため、児童クラブの運営委託を3か年の複数

年契約とすることで、委託事業者の長期的な視野に基づいた運営、当児童クラブ職員についても、長期的な雇用や労働条件の向上などを図るものでございます。また、国におきましては、新・放課後子供総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進を図ることとしていることから、来年度から荒川沖小学校など、直営の児童クラブを含めた全16小学校の児童クラブの委託、あと、子供教室の一体型での委託を3か年契約で実施するものでございます。他事業者が参入しやすい環境を整え、事業運営には児童の把握や支援員の配置に準備期間を要することから、債務負担行為のほうの設定をお願いするものでございます。2番の事業の概要ですが、(1)対象施設としまして、4ブロックに分けてございます。これはあくまでも事務局の案でございます。種別といたしましては、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型で、その4ブロック全て4個ずつに振り分けてございます。詳細につきましては、別添資料の②の2のほうを御覧いただければと思います。こちらの放課後児童クラブ、子供教室のほうの委託状況を図にしたものでございます。左側なんですけど、こちらは現在の運営体制としまして、令和6年度現在で、民間委託のほうは3ブロックの13校、一つ目のブロックのほうは神立小学校ほか3校で、委託事業者のほうは株式会社のS.G.Cで、こちらのほうは放課後児童クラブ、あと、放課後子供教室の一体型の入札のほうで実施しております。二つ目のブロック、こちらは下高津小学校ほか3校で、委託事業者のほうはNPOの茨城教育ネットワーク、こちらでもすね、児童クラブと子供教室一体型で、契約方法のほうは入札で実施しております。つづきまして、三つ目のグループ、土浦小学校ほか4校になってまして、委託事業者のほうはNPOのスポーツ健康支援センターのほうになってます。こちらなんですけど、土浦小学校のほうは令和3年度から、菅谷小学校は令和4年度から、こちらは随意契約のほうで委託をしております。令和5年度にそのほかの真鍋小学校、第二小学校、大岩田小学校のほうは、一体型ということで、入札のほうで委託をお願いしているものでございます。その上のほうが市直営の3校になります。こちらは、荒川沖小学校、上大津東小学校、右糸小学校、児童クラブのほうは、市直営で運営しており、放課後子供教室につきましては、契約方法が随意契約で、右糸小学校につきましては、NPOのワールドワイド、荒川沖小学校と上大津東小学校、こちらのほうはNPOのスポーツ健康支援センターのほうで、現在委託をお願いしているものでございます。下の表になりますが、令和7年度以降の変更案としまして、民間委託16校を全て4ブロックに分けまして、放課後児童クラブ、あと、放課後子供教室を一体型で実施したいと思っているものでございます。資料のほう戻っていただきまして、②の1をお願いいたします。(2)の全体事業費になります。種別のほうが放課後児童クラブ、これが3か年、事業費のほうが11億2,126万9,000円。こちらのほうには、国、県のほうから補助金等がございまして、国のほうが3分の1、県のほうが3分の1、市のほうが3分の1の負担割合でございます。つづきまして、放課後子供教室につきましては、3か年の事業費のほうが1億3,950万1,000円で、負担割合のほうが県3分の2、市3分の1でございます。合計の全体事業費のほうが12億6,077万円になります。つづきまして、(3)の業務委託期間のほうは令和7年度から令和9年度、3番の補正予算額ですが、債務負担行為のほうを設定させていただき、事項のほうで放課後児童クラブ運営委託料と放課後子供教室運営委託料、期間のほうは同じで、令和7年度から令和9年度、限度額のほうが11億2,126万9,000円、放課後子供教室運営委託料のほうが1億3,950万1,000円でございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますか。

○鈴木委員 昨年は今頃の時期に、東京のほうの大手の業者が落札した部分で、かなり現場、また、支援員の皆さんからいろんな苦情が役所のほうにも入ってたということをお記憶にあるんですけども、今年はそういった委託業者に対してのクレーム等というのは、あんまり聞こえてこないんですが、その辺の状況はどうなんでしょう。

○野中保育課長 鈴木委員がおっしゃるとおり、昨年度は議会のほうに陳情書のほうが父兄会から出されましたし、保護者のほう、情報公開等もございました。ただ、今年度に限りましては、今委託事業者のほうはかなり保護者会とか、保護者の御意見とかなんかも聞いていただいている関係から、苦情等はございません。

○鈴木委員 地域に密着したNPOなど、現場に出ている方々も、土浦の人が土浦の学校を見てるような状況なので、そういった問題が解決されてると思います。あくまでも入札の結果で、今年度は偶然こうなったんでしょうけど、この傾向が続いていくと落ち着いていいのかなと思うのと、もう一つ。ブロック分けの4ブロックってというのはまだ流動的というか、例えば4ブロックが6とか8とかになる、そういう想定もまだまだあるということでしょうか。

○野中保育課長 これは、あくまでも検討の段階で、事務局のほうとして案として出させていただきました。ただ、こちらの荒川沖小学校ほか3校の直営の児童クラブがありますので、今この直営のほうを民間に委託した場合、どのような組合せがいいのかってというのは、今委託してる業者等も協議をしながら進めていきたいと思っております。ただ、この4ブロックのほうを5ブロック、6ブロックとか増やす考えのほうは、今後検討させていただければと思います。

○鈴木委員 地形的な部分とか何かで分けるのもいいんでしょうけど、学校の規模とか、規模が小さい学校でも、児童クラブの入所率が高い学校もあるということで、現状を見ながら一つの団体に過重な負荷がかからないようなブロック分けをしていただくと、今回のように比較的穏やかな形で、市に苦情も少なくなると思うので、その辺の配慮はよろしくお願いいたします。

○福田委員 二つほど、分かる範囲で聞きたいんですが、いずれにしても、かつての学童クラブ、今はもうどこの小学校もかなり規模が大きくなってると思うんですね。そういう点で、この全体の今お預かりしてる生徒数、何人ぐらいいるのか。それから、もう一つは、各学校の保護者会というのは全部組織されてるんですかね。保護者会があるのか、ないのか。保護者会がないと、なかなか運営が大変だと思うんですね。

○野中保育課長 人数のほうは、今ちょっとすぐ出ませんので、申し訳ございません。保護者会のほうは、児童クラブのほうで組織はされております。ただ、保護者会の中でも、やはり、活動的な保護者会のほうと、実際に月に1回集まるとか、必要な時だけしか集まらないような保護者会もございますので、活動内容としてはいろいろ学校の保護者会によって別々でございます。今児童クラブの預かってる人数なんですが、正確な数字は調査して、回答させていただきます。

○吉田(千)委員 今回4ブロックの案ということで、以前ちょっとお話を聞いたときに、とても今落ち着いてるという状況ではあるんですが、例えば学校が終わった先生が、大抵女性が児童クラブってお預かりになる。先生方そういう状況なのかなと思って、また、そこに何か安心して、その運営がうまくいく。そういった意味で、学校の先生、終わった方とか、そういう方が指導というか、そこにいてだけで安心感みたいな、そういったものの必要性っていうか、今現在それがどうなっていくのか。どうなっているのか。その辺ちょっとお伺いできればというふうに思います。

○野中保育課長 確かに、今の児童クラブの支援員さんのほうは女性が中心でございます。今市のほうでも巡回相談員を学校の校長先生とか、教頭先生とかをやっていただいた方、OBの方にやっていただいております。その人を今4人雇用しております。ただ、これから、やはり、その支援員の現場の中にも、そのような先生をやったOBの方を入れていったほうが、逆に保護者の対応とか何かのほうには、スムーズに行くことも考えられますので、雇用の段階で、その点も考慮していきたいとは考えております。

○吉田(千)委員 心強いお言葉でございます。どうしたら、保護者の方、子供たちが安心して、放課後児童クラブ、あるいは放課後子供教室、そういったところで、安心して、また、豊かに大切な時間を過ごせる。そういった観点から、今おっしゃっていただいたことは、とても大事なのかなというふうに思いますので、雇用の段階からということですので、よろしくをお願いします。

○勝田委員 現場からの問題があまりというか、ないというお話だったので、非常に良かったなと思っておりますが、今後ただ何とも言えないと思いますので、そういったことが発生した場合には、市のほうで間に入っていただくという体制ということではよろしいんですね。

○野中保育課長 実際委託は業者にお任せして、運営のほうをやっていただいておりますが、こちらの児童クラブのほう、直接市がやってる事業ですので、当然市が入っていきます。

○勝田委員 それと、3年間にするというのもいいのかなと思います。その中で、今年が入札がうまくいって、今問題ないということですが、何をもってという、その入札の基準の中で、値段第一になりますと、やはり無理な設定で入ることもなきにしもあらずという気がいたしますので、その辺りは市のほうでプロポーザルにさせていただくとかで、これはやっていただきたいという項目を遵守していただけるような、そういった入札の仕様書ですかね。そういったものを作って、監督していただけるようなシステムがふさわしいかと思うんですけども、3年の場合はどのような方式を考えてらっしゃいますか。

○野中保育課長 当初は事務局としましても、公募型のプロポーザル方式のほうをちょっと検討をさせていただいたんですが、契約担当課のほうで、児童クラブのプロポーザルのほうは、企画内容だけではなく、企画業者のほうも評価するため、小規模の業者や過去の実績が乏しい事業者のほうには依頼しにくいので、大半が大手の事業者になる傾向があるということ。また、地域への実績も選定基準として加味することから、新規参入の事業者を評価しにくい点がデメリットと言えるとということで、契約担当課のほうと協議し、市の担保を図るため、事業所に対する委託上の基準等を設定しまして事務局としましては、指名競争入札による実施のほうを進めてまいりたいと考えております。

○勝田委員 それに関しては、私もすぐには分からないので、少し勉強させていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、その問題がないような形と、何か問題があった時に、やはり、市がもう任せてあるので入れませんということではなくて、発注業者ですから、入れるというこの監督権を是非維持していただきたいということで今日はとどめます。問題なくて良かったです。

○鈴木委員 今の勝田委員の御意見はごもっともで、一つは入札における価格設定を安かろう悪かろうにならないような設計をまず役所のほうできちんと作っていただきたいというのが1点。あと、放課後デイサービス等の事業者は、トラブルが起きた

とぎのために、民間レベルでの第三者委員会の設置というのを義務付けられてるんですよね。だから、それと同じように、子供教室とか、学童クラブで、第三者委員会ってのはまだ設置してるところは少ないと思うんですけど、そういうのを要綱のほうに入れていただくと、よりトラブルが起きたときに、対処が素早くて、役所ばかりの監督権ではなくて、本当に第三者委員会が入って、弁護士さんや専門知識の方に裁いてもらうという形を仕様書、要綱等に取り入れていただくと、スムーズに動くと思いますので、その辺もよろしくお願いします。

○野中保育課長 今、鈴木委員からいただきました第三者委員会の設置につきまして、他市の事例等も検討しまして、うちのほうも問題が起こったときは、第三者のほうに判定していただくのが御最もだと思いますので、こちらのほうを要綱等、仕様書に入れられるか等も検討してまいります。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 今回の議案とは直接関係ないんですけど、お昼休み前に我々委員の中でちょっと話題になったことがあったので、お聞かせいただきたいんですけど。こういう休みの日の児童クラブのお昼、お弁当取ったりしてるところもあると思うんですけど、どういう仕組みでやってるか。もし、お分かりでしたら。

○野中保育課長 児童クラブにつきましては、通常は預ける親御様のほうにお弁当を作っていただいて、それで持ってきていただいております。ただ、昨年9月議会のほうでも吉田直起議員からありまして、その児童クラブのサービスの向上ということで、宅配のお弁当屋さんのほうに弁当を配達してもらえないかという御意見がありまして、他市の事例等も調べたんですけど、取りまとめのほうをやってもらえれば何とかするけど、取りまとめができなければ、ちょっと難しいって話だったんですよね。ただ、今回真鍋小学校の児童クラブにつきましては、先ほど保護者会のほうはかなり熱心な保護者会で、保護者会でアンケートを実施しまして、半分ぐらいの親御さんのほうがそれをもしやった場合に、注文するっていうことのお返事を得られましたので、今真鍋小学校だけ宅配のお弁当屋さんのほうにお弁当の配達してもらってます。うちのほうでも見せてもらったんですけど、大体日に30食ぐらいは配達してもらってるということでございます。

○矢口委員長 一生懸命やってらっしゃる保護者会があるところは、そういう仕組みも運営できるってことですね。分かりました。ほかによろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 この件はここまでといたしまして、その他に入ります。霞ヶ岡保育所に係る民間活力導入事業の進捗状況について、執行部より説明願います。

○中川こども政策課長 資料は3をお願いしたいと思います。御案内のとおり、霞ヶ岡保育所につきましては、令和7年4月に民間へ移管をする予定でいるところでございます。移管先につきましては、昨年に社会福祉法人祥風会が決定しておりまして、新園舎を千鳥ヶ丘に整備する計画としておりました。今般、祥風会のほうで新園舎の整備工事を一般入札で実施いたしました。しかし、入札者がおらず、この入札が再入札となってしまったため、今後のスケジュールが遅れを生じる見込みとなりましたので、御報告をさせていただきます。1番のこれまでの経緯としまして、先ほど申し上げたとおり、昨年8月に選考委員会にて祥風会が決定されました。その後、保護者会で説明を行って、今年1月に協定を締結いたしました。その後、先ほど言いましたように、7月に入札を行い、残念ながら入札者がいないということで流れてし

まいりました。これについて、今後の対応としまして、事業所と協議をいたしました。その結果としまして、2番にありますとおり、移管の期日は、例えば工事の入札が遅れたとしても、7年4月には協定どおり事業を開始すること。それから、4月1日に新園舎の整備ができない場合には、代替の施設を確保するという事で、記述とおりにすること、代替の施設は今のところ、元の霞ヶ岡保育所の建物を利用して対応するという形になっております。遅くとも7年の7月1日からは、新しい園舎で整備ができるように、今後も事業の進捗をすることとしました。開園に向けては、保護者等に影響が最小限になるように、今後も進捗状況を共有しながら行うことを確認させていただきました。今後としましては、保護者会に文書で現状をお伝えしまして、10月に3者、市と事業所と保護者との懇談会を実施しまして、この状況を改めて御説明をさせていただきたいと思っております。今後も利用者の第一を考えまして、来年4月に民間移管がスムーズにできるように、事業所と連携してまいりたいと思っております。

○矢口委員長 ただ今の報告につきまして、質問等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようです。以上で提出された資料の説明は、終了しました。そのほか、何か執行部からございますでしょうか。

○真家こども未来部長 以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○矢口委員長 委員の皆さんから、執行部のほうに何かございますか。

(「なし」との声あり)

○野中保育課長 先ほど福田委員から御質問がありました今現在児童クラブでお預かりしている児童数を答えることができませんで、申し訳ございませんでした。今調べまして、7月末現在で1,681名でございます。

○鈴木委員 平らにして、1校当たり100名。

○野中保育課長 そうですね。16校ですので。

○矢口委員長 福田委員、それ以上の詳細な数字は特に必要としなくていいですか。総数だけで。

○鈴木委員 どの学校がどれだけとか。

○福田委員 神立小学校は。

○鈴木委員 野中課長、神立小学校は今答えてもらえばいいのだけれど、皆さんにどこの学校が何人というのが出せるのであれば。

○矢口委員長 メールでいいですよ。事務局通じてメールで後日送っていただければそれで結構ですので。

○野中保育課長 神立小学校の定員のほうが118名で、多分私のあれで、112か113だったと思うんですが、正確な数字はメールのほうで送らせていただきます。

○矢口委員長 それでは、以上でこども未来部は、終了します。お疲れ様でございます。暫時休憩といたします。

(午後1時49分休憩)

(午後1時51分再開)

○矢口委員長 再開いたします。その他について、協議を行います。行政経営課の案件について、協議を行います。資料は、土浦市公共施設等再編・再配置計画等についてをお願いします。執行部より説明願ひます。

○天貝行政経営課長 毎回事前委員会で公共施設関連の進捗状況について、御報告させていただきます。本日は3点ございますので、順次説明をさせていただきたいと思っております。施設総量30パーセント縮減、こちらを目指すための実行計画を策定

している中で、先行して方針決定いたしました10施設を除いた178施設について、現在配置方針の策定作業を進めているところでございます。そうした中で、資料大きな1番です。課題のある施設を検討対象施設として選定するとともに、今後の配置方針の作成フロー、こちらを外部委員で構成する策定委員会にお示しまして、了承をいただいたというところでございますので、今回御報告をさせていただきます。別資料のほうで説明させていただきたいと思っております。資料の②をお願いいたします。課題のある施設を選定するに当たりまして、左側の四つの分析項目、1点目が設置目的の妥当性、こちらは既に目的を達成しているかどうかなどの分析でございます。それから、利用状況、コスト、また、建物の機能、こちらはいわゆる老朽化の状況です。これらにより分析を行ったところでございます。その結果を一覧にまとめたものが4ページでございます。記載の29施設で課題があるというもので、分析の結果、一つでも分析項目欄にバツ印が付いた施設を選定したというものでございます。大きなところで説明していきますと、一番の亀城プラザ、こちらは利用率があまり良くないということと、建物建物が右側に記載のように、41年が経過しているというところで課題があるというものでございます。4番の二中地区公民館と7番の新治地区公民館につきましては、同種施設と比較しまして利用率が課題があるというもので、5番の三中地区公民館は築年数が41年で課題があるというものです。11番から13番の老人福祉センターにつきましては、目的に三角がついておりますけれども、これは類型別の方向性で温浴施設の今後の在り方について、検討するという方針が示されたことによるものでございます。次のページ以降につきましては、類型ごとに分析を行った結果をまとめたものですので、後ほど御覧いただければと思います。この29施設について、今後どのように計画に位置付けていくか、作業を進めてまいりますけれども、その進め方のフローについて、御説明をさせていただきたいと思っております。この資料閉じていただきまして、資料③のほうをお願いいたします。今後の配置方針の作成フローを例を用いてイメージで示したものです。1ページ上段が中学校地区ごとに施設を地図に落とし込みまして、課題のある施設を検討対象施設として、赤丸で示したものです。そして、この後検討対象施設に位置付けられた施設の所管課とその対応策について、協議してまいります。この結果を11月に予定しております策定委員会において、下段に記載しましたように、配置方針の原案、こちらをコストとともに示してまいります。そして、2ページの来年の2月に予定しております策定委員会では、その原案に対する意見を踏まえた上で、下段の表のように、集約複合化や長寿命化、あるいは廃止などの配置方針を実施時期を含めて示してまいります。なお、改修更新費用等が定期的に集中しないよう、中段の図で示しているように平準化を図ってまいりたいと考えております。こうして、配置方針の素案をまとめていくというものです。なお、この資料はあくまでも参考として挙げたイメージでありますので、御了承願いたいと存じます。また、一度資料を閉じていただきまして、資料⑤をお願いいたします。報告事項の2点目になります。五中地区の公共施設再編に関する第1回目の意見交換会を行いましたので、その報告と今後の予定ということでございます。この資料につきましては、公共施設再編の進捗状況を住民によく知らせて欲しいという地元からの要望を受けたことから、五中地区内で会談をするというものでございます。8月1日に、区長を始め20名のほうが参加して意見交換会を行いました。中段には上大津支所や公民館、神立コミセン、そして、老人福祉センター湖畔荘の利用状況の説明を行ったものを抜粋して記載したものでございます。下段につきましては、支所の機能、こちらを公民館へどうやって移転するかということで、移転案を提示したもので、マイナ

ナンバーカードを利用する案と現在一部の郵便局で行っております遠隔通信を利用する案について、説明したものでございます。次のページをお願いいたします。こちらは、その意見交換会で出た主な意見をまとめたものでございます。(1)の支所機能の集約方法につきましては、高齢者のマイナンバー利用端末に対する不安感もあることから、意見の一番下に記したように、両方の方法を一定期間併用して、段階的にマイナンバー利用端末に移行してはどうかという御意見もございました。つづいて、(3)の老人福祉センター機能につきましては、利用していないので分からないという意見があったものの、温浴施設の廃止はやむを得ないけれども、高齢者の憩いの場やコミュニティの場としての機能は必要だという意見もございました。これらの意見を参考に各施設の所管課と協議を行いまして、五中地区の公共施設の再編方針案を作成いたしました。下段に記載したように、10月3日の第2回意見交換会で示してまいりたいと考えております。なお、上大津公民館に備える機能につきましては、地域住民にアンケート調査をして欲しいという意見もあることから、次の意見交換会に間に合わせるべく、インターネット環境においてアンケート調査を行ってまいります。つきまして、資料を閉じていただきまして、資料1にお戻りいただきたいと思っております。2ページ目になります。3点目の報告になります。中段の3番公共施設包括管理業務委託についてです。(1)に記載してありますように、市内事業者向けに7月22日に2回にわたりまして説明会を実施した結果を記載してございます。106の事業者が出席いたしまして、包括管理の概要について、御説明をしたところでございます。主な質疑応答を紹介いたしますと、例えば複数年契約をしている機械警備の業務委託について、来年度から契約を結び直すのかという質問もございました。これにつきましては、包括管理業者との協議により結び直すのか、あるいは現行の契約期間中は包括管理業務委託から外して、新たな契約になってから包括に加えるのかについて、業者と協議して決めていくという回答をしたところでございます。また、修繕につきまして、再委託は見積合せになると思うけれども、見積り作成には非常に手間がかかると、修繕は金額だけで判断できない部分もあるので、金額の単純比較だけであれば、見積もり協力が難しいんだよという御意見もございました。いずれにしましても、包括管理業者が決定しましたら、改めて包括管理業者とともに具体的な説明をしていきたいと考えてございます。3ページ目をお願いいたします。右側の3ページです。スケジュールを記載してございまして、表の2行目に包括管理業務委託の仕様書とプロポーザル実施要領の公表と記載しておりますが、この後説明いたします債務負担行為設定の補正予算を議決いただいた後の9月26日を予定しております。その後手続を踏んで行った後、プロポーザルのプレゼンを経て、11月21日までに優先交渉権者を決定し、詳細協議を行った後、来年度当初から導入を開始するという計画でございます。なお、スケジュールが若干タイトなことから、応募業者の準備期間確保のため、一行目記載の基本方針案を補正予算の議決前ではございますが、8月29日、今週の木曜日になります。こちらに公表したいと考えてございます。この基本方針案とは、対象施設や対象業務、修繕費の実績、包括管理業務委託金額の提案額の上限などでございまして、事前公表することにより、多くの事業者からの応募が期待できるというものでございます。このような手法につきましては、他の自治体におきましても取り入れられているものでございますので、御了承いただきたいと存じます。つづいて、(3)の補正予算案として、上程予定の債務負担行為の設定でございます。期間につきましては5年間、期間内の限度額は11億5,000万円余りというものでございます。この内訳を表に示してございまして、上の保守点検等業務費、こちらについては、48施設

のこれまで委託しております建物の施設関係の保守点検業務委託費などで、記載の金額は令和6年度の予算額に年3.6パーセント物価上昇を毎年見込んだ金額でございます。各年度の金額にばらつきがありますのは、建物定期点検のように3年に1度の実施が義務付けられている業務があることなどが理由であります。修繕費につきましては、過去3年間の実績の平均額で固定した額を設定するものです。一番下のマネジメント経費につきましては、包括管理業者の主に人件費に当たるもので、一番右側の基幹系の欄、こちらの保守点検等業務費と修繕費の合計額、これの25パーセントに設定したものです。このように、債務負担額の限度額には物価上昇を見込んだ金額を設定いたしますが、今後実際に物価が見込みどおり上昇していくか定かでないことから、プロポーザル実施要領の中で示す事業費につきましては、物価上昇率を見込まない金額としまして、その範囲内で、プロポーザルで、応募業者のほうで金額を提案していただきたいと考えてございます。

○矢口委員長 質問ございますか。

○鈴木委員 先ほど、教育委員会の時にも話をしたんですけども、例えば小学校全施設を包括業者に渡すに当たって、下高津小学校とか、かなりもう老朽化が進んで、長寿命化の工事がまだ入ってない学校、こういうところは包括業者側からすると、非常に修繕費とか掛かって、大変な物件になってくると思うのね。新しく長寿命化で更新が終わってる都和南小学校とか、今やってる乙戸とかは比較的いいと思うんだけど、その古いところに対してどこまで修繕で対応して、将来の長寿命化の計画と併せて、どうしたらいいのかぐらいの方向性は見えてるところなのかな。

○天貝行政経営課長 御意見ありました学校によっては、当然古い、新しいございまして、老朽化が進んでいるところがあります。こちらでは、どこまで優先順位をつけてっていうところまで、今のところ案は正直あまりないところではございますけども、包括管理業者が入りますと、プロの目で施設を見ていただけますので、そちらに優先順位をつけていただくというのも、包括管理業者の業務ということになりますので、それを勘案しまして、こちらでもその実施の優先順位、こちらの包括管理業務でやる修繕は130万以下の非常に小さい金額のもので、どこまでできるかというのありますけども、その中でも優先順位をつけてやっていきたいと。また、130万以上の改修が必要になった場合には、こちらも優先順位をつけて、包括管理業者からアドバイスをいただいて、所管課のほうでそちらの工事に入っていくということを考えてございます。

○福田委員 生涯学習館、来年3月いっぱいまで終わり。問題は生涯学習館の跡地の利活用をどういうふうにしていくのか。見通しですよね。分かりましたら、お願いしたいと思います。

○天貝行政経営課長 それにつきましては、6月の委員会の時も御報告させていただいてるかと思いますが、児童発達支援センターが跡地に行くということで御説明をさせていただきました。その後、公共施設再配置計画策定委員会、外部委員の入った策定委員会のほうでも承認されましたので、その方向で今後進んでいくということになるかと思っております。

○福田委員 児童発達支援センターというのは、具体的にはどんなセンターになるんですか。

○天貝行政経営課長 療育支援センターと子供教室、早期療育相談、こちらの3施設を集約した施設ということになります。

○福田委員 それはそれでいいと思うんですが、例えば今度上大津小学校が統合されますよね。そうしますと、菅谷小学校がとってもいい環境でね、ああいう小学校を今度どう利活用するのか。だから、これからいろいろ予想されるのは、小学校だから統廃合の後の小学校の利用問題ですよね。そういうのにも活用できないのか。その辺について、いかがでしょうか。

○天貝行政経営課長 今後再編・再配置が進んでいきますと、跡地の利活用というのが出てくると思います。これにつきましては、まず市のほかの事業で使うところがないのかどうかを検討してまいります。市の内部で検討していきます。その後使わないということであれば、どこか企業に買っていただくとか、貸し付けるとか、そういった方策を検討してまいるといいう手順になります。

○矢口委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 以上で文教厚生委員会を閉会といたします。